

別添様式

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		文部科学省						
法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
国立女性教育会館	特定事業執行型(試験・教育・研修・指導型)	女性教育関係事業	・女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究(19年度で廃止) ・カンボジア女性教育研修(19年度で廃止)	-	-	-	・外部資金の導入 女性アーカイブの構築にあたり、寄付金の募集により外部資金の積極的導入を図る。 ・事業の効率化 事業の実施に当たり、関係機関・団体等と連携協力することにより経費削減を図るなど、事業の効率化を図っていく。 ・自己収入増加及び施設の有効活用 自主的な学習・研修を目的とする利用者に対し、そのニーズに応じた専門的な指導助言や学習機会の提供を行い、積極的に利用者を受け入れるなど、施設の利用促進・自己収入の増加を図る。 ・入札広告の公表 入札広告の公表より前に、調達予定が見込まれる案件については、四半期を目途に事前に公表する。	・組織の見直し 法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備する予定である。 ・人件費削減 「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度と比して5年間で5%以上削減を目指す。 ・一般管理費削減 中期目標期間中(5年間)に、平成17年度と比して5年間で15%以上削減を目指す。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		国立女性教育会館		府省名	文部科学省	
沿革		昭和52年7月 国立婦人教育会館設置・事業開始 平成13年1月 国立女性教育会館に名称変更 平成13年4月 独立行政法人国立女性教育会館設立				
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）	
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
		2人	2人	0人	27人	
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	789	752	841	809	
	特別会計	0	0	0	0	
	計	736	722	841	809	
	うち運営費交付金	701	669	724	697	
	うち施設整備費等補助金	35	53	117	112	
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		846	838	930	902	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度		
		0		0		
		発生要因		-		
		見直し案		-		
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度		
		2		0		
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
		916	868	920	890	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		事業内容の見直し、及び関係機関・団体等との連携協力による効率的・効果的实施により、事業費については約4,014千円削減、人件費については約1,522千円削減する。				
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		【一般管理費】一般管理費について、中期目標期間中（5年間）に、平成17年度と比して15%以上の削減することを目標値としているのに対し、3.02%削減 【業務経費】業務経費について、中期目標期間中（5年間）に、平成17年度と比して5%以上の削減することを目標値としているのに対し、1.035%削減 【人件費】人件費について、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度と比して5年間で5%以上削減することを目標としているのに対し、2.3%削減				

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		該当なし			
	所在地					
	職員数					
	支部・事業所等で行う事務・事業名					
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)				
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)				

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行型
事務・事業名		女性教育関係事業
事務・事業の概要		我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国の施策の一端を担い、男女共同参画及び女性教育の推進に携わる地方公共団体等の基幹的指導者に研修を行うとともに、先駆的・専門的に男女共同参画等の振興に関する調査研究を行い、その成果を研修等に反映する。また、地域レベルでは取り組むことが困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集、提供を行う。さらに、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習成果の発表や情報交換などを行う交流機会を提供する。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	809,248千円(31,664千円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	902,407千円(28,081千円)
事務・事業に係る定員(19年度)		28
	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の3社、人員等)	男女共同参画、女性教育等に関する専門的かつ全国的な事業は、民間主体では実施されていない。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	仮に、国の政策実施部門である国立女性教育会館の事業を廃止した場合は、以下の点において、我が国が21世紀の最重要な政策課題として掲げている男女共同参画社会の実現に支障が生じることになる。 全国的女性関連施設の事業の質の低下 国立女性教育会館は、男女共同参画等の推進に携わる全国の基幹的指導者を対象に、時代のニーズに対応しかつ地方や民間では行われていない先駆的・モデル的な研修等を開発・実施し、その成果を全国的女性関連施設等に普及する役割を担っている。また、女性の資質・能力の向上等や喫緊の課題に対応した研修等に資する、実践に即した実用的学習プログラムや参考資料を調査研究により作成し、研修等に活用・還元している。これらを廃止した場合、各地の女性関連施設が独自でこのような研修等を企画・実施することは困難であり、全国的女性関連施設における研修事業等の質の低下が予想される。このことは、ひいては地域への男女共同参画意識の広がりや鈍化をもたらす。 国内での広域的な研修・交流機会の損失 国立女性教育会館では女性教育指導者等を対象とした全国規模の研修・交流を実施しているが、このような広域的な研修・交流が行えるのは、ナショナルセンターとして研修・交流の核となっているためである。現在、研修・交流事業で全国から参加者が集まり情報交換や交流を行うことにより、地域に戻った後も有効な人的ネットワークが形成されているが、事業を廃止した場合、地方の女性関連施設ではこうした広域的な事業の実施が不可能であるため、広域的な人的ネットワークの形成が困難となる。このことは、ひいては地域における男女共同参画社会の形成の促進が立ち遅れることになる。 女性教育に関する基礎的研究及び国内外の資料・情報の消滅 国立女性教育会館で実施している女性教育の振興に関する実態に即した基礎的・全国的な調査研究は、日本国内で唯一実施されており、ニーズが高いが、廃止した場合、女性教育に関する基礎的研究が消滅するおそれがある。また、資料・情報の収集提供等の事業を廃止した場合、国内唯一の女性教育にかかる専門図書館機能、すなわち、これまで収集・提供してきた資料やデータベース・ポータルサイト等が消滅することとなり、男女共同参画に係る全国レベルの情報や地域で収集困難な諸外国の資料・情報が地方へ提供されなくなる。また、女性関係史・資料の収集等を行う女性アーカイブの構築を開始したところであるが、事業廃止により、こうした女性に関する貴重な歴史的資料・情報が散逸し、女性教育の基礎・基盤が消滅する恐れがある。 アジア・太平洋地域に対する国際貢献の問題 国立女性教育会館において実施されているアジア太平洋地域的女性教育担当者等を対象とした研修や調査研究は地方や民間では実施困難な分野であり、これらを廃止した場合、男女共同参画分野での諸外国に対する国際貢献が実施困難となり、日本の国際的な地位の低下につながる。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な業務
	事業開始からの継続年数	研修は昭和52年、調査研究や資料・情報の収集・提供は昭和53年、交流事業は昭和54年から行っている。ただし、個別のプログラム、内容・形態等については、男女共同参画社会の形成にかかる様々な課題の緊急性等諸般の状況や政策上のニーズ、社会的情勢を勘案しつつ、中期計画に則り年度計画を立てて適時適切に実施。
	これまでの見直し内容	平成16年時の「見直し案」を踏まえ、平成18年度からの第2期中期目標・中期計画に着実に反映させている。具体的には、各事業において、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして真に担うべき事務及び事業に特化・重点化を図り、他の事業については廃止・統合等を行い、効率化を図ることとし、「女性のエンパワーメント支援セミナー」「子育てネットワーク研究交流協議会」「女性関連施設等情報ネットワーク研究協議会」「国際女性情報処理研修」「公開講演会」「国立女性教育会館地域セミナー」「公開シンポジウム」は第1期中期目標期間をもって廃止した。

(1) 事務・事業 のゼロベースで の見直し		国の重点施策との整合性	男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要な政策課題であり、国の責務として政府全体で推進。「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画」(平成17年12月27日閣議決定)に基づき、政府を挙げて施策を推進している。 「男女共同参画基本計画」は平成18年度から第2次計画期間に入っているが、第2次計画においても、重点事項の一つとして『男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実』が掲げられ、基幹的女性教育指導者の育成や調査研究、情報事業等を含む国立女性教育会館の事業も明示的に計画の一部に位置づけられており、会館は国の施策の一環としてその業務を推進している。 また、国立女性教育会館は、政府の実施する調査研究にも参加し、会館が実施した調査研究の成果を還元するなど積極的に国の政策決定に寄与している。 なお、男女共同参画基本計画の推進に当たっては、推進体制の整備・強化に努めることとされており、国立女性教育会館は我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育の推進に努めていく必要があるとされている。
		受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	男女共同参画社会実現のためには、国がまず地方の女性関連施設の管理職や女性団体のリーダー等に対し、国の考え方や施策の動向、最新の調査研究の成果等を研修を通じて伝え、正しく理解してもらった上で、その成果を地域、団体で広く還元・普及していくことが有効である。 国立女性教育会館は、このような基幹的な女性教育指導者への研修や調査研究、資料等の収集・提供やデータベースの構築等を行っており、研修参加者は国の施策の地方への伝達・普及の役割を担って参加し、自らの利益のために参加している訳ではなく、研修の成果は地域等に還元・普及されていくものである。このため、受益者を特定することが出来ないことから、負担を参加者へ求めることは困難である。なお、研修参加にあたって、交通費や宿泊費等は参加者の負担となっており、更なる負担は参加者の減少につながりかねず、男女共同参画社会の実現に支障が生ずる恐れがある。なお、自主的な学習・研修を目的とする利用者に対しては、専門的指導助言や学習機会の提供を行うが、施設利用にかかる経費は徴収している。
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	89.68%
		これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載
		諸外国における公的主体による実施状況	・韓国:政府の所轄機関として韓国両性平等教育振興院が設置され、女性と男性のリーダーシップ向上教育、セクハラ予防教育講師などの専門人材養成等の多様な研修を行っている。また、国立の研究機関として韓国女性開発院が設置され、女性問題に関する包括的な研究や専門図書館の運営等を行っている。 ・中国:準政府機関である中華全国婦女連合会が中華女子学院、中国女性活動センター等を設置し、女性の社会参画のための啓発や、能力開発を行っている。 ・スウェーデン:独立政府機関が設置され、職場や大学などにおける男女平等を促進する研修を行っている。 ・スペイン:政府管轄下の独立機関として女性協会が設立され、政治的、文化的、経済的、社会的活動への女性の参画を促進し、男女双方の機会均等を実現するための教育、啓蒙プログラムを実施している。 ・オランダ:ナショナルセンターとして国際女性運動アーカイブ情報センターが運営されている。
		財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	国立女性教育会館は我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、全国の女性関連施設の管理職や女性団体のリーダーの養成、女性教育の振興等に係る調査研究、地域レベルでは困難な広域的・専門的な女性に関する資料等の収集・提供やデータベースの構築、国内外の研究者や行政担当者、女性団体リーダー等女性教育関係者の情報交換、ネットワークづくりの支援など、男女共同参画等に関する事業等を行っている。 文部科学省独立行政法人評価委員会で毎年評価が行われており、直近の18年度評価では基幹的な女性教育指導者等の資質、能力の向上や調査研究の項目など全ての評価項目において、計画どおり順調に成果をあげているとの評価を得ているとともに、人件費や固定経費の削減努力が認められている。また、参加者や所属機関からも高い評価を得ており、一部の調査研究結果が頻繁にマスコミ等に取り上げられるなど、時代の要請に的確に応えたものとなっている。 こうしたことから、国立女性教育会館の事務・事業は国費投入に十分見合った効果を挙げていると考える。
		事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	我が国の21世紀の最重要な政策課題である男女共同参画社会の実現は未だ道半ばであり、国際的に見てもジェンダー・エンパワーメント指数(国連開発計画)が75カ国中42位と下位に甘んじている状況を改善するため、「男女共同参画基本計画」の重点事項である『男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする教育・学習の充実』、すなわち男女共同参画の理解及び女性自身に力をつける女性教育を国が引き続き責任を持って行う必要がある。そのため、国の政策実施部門である国立女性教育会館が我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、女性教育を担う女性関連施設の管理職や女性団体のリーダー等への研修・喫緊の課題の研修等に取り組むとともに、男女共同参画社会の形成、女性教育の振興に資する調査研究に取り組む、成果を研修等の事業や地方、アジア太平洋地域に還元する必要がある。また、資料・情報の収集・提供を通じ、地方やアジア等の国々における男女共同参画・女性教育に関する取組を支援していくことが不可欠である。

(2) 事務・事業の民 営化の検討	事務・事業の見直し案（具体的措置）		・事業の見直し・廃止（女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究（19年度で廃止）、カンボジア女性教育研修（19年度で廃止）） ・女性アーカイブの構築のため、寄付金を募る（19年度から実施） ・事業の実施に当たり、関係機関・団体等との連携協力により経費削減など効率化を図る。 ・自己収入増加及び施設の有効活用（自主的な学習・研修を目的とする利用者に対し、そのニーズに応じた専門的指導助言や学習機会の提供を行い、積極的に利用者を受け入れるなど、施設の利用促進・自己収入の増加を図る。） ・入札予定案件の積極的な公表（入札公告の公表より前に調達の見込みのある案件は四半期を目途に事前に公表する。）
	行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）		・事業費約4,014千円削減・人件費約1,522千円削減
	理由		事業内容の見直し、及び関係機関・団体等との連携協力による効率的・効果的实施により事業費・人件費を節約することが可能。 また、女性アーカイブ構築のための寄付金を広く募集することにより、運営費交付金による規模を上回る充実したアーカイブを構築。
	民営化の可否		否
	可	事業性の有無とその理由	-
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	-
		民営化に向けた措置	-
		民営化の時期	-
	否	民営化しない理由	男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要な政策課題であり、その実現に向けた女性関連施設の管理職や女性団体のリーダーへの研修や調査研究等は、国が地方等に対し責任を持って行うべきものである。（男女共同参画基本計画にも国立女性教育会館が行う旨記載されており、会館は国の政策実施部門として、その実施に責任を有している。） 具体的には、例えば研修を実施する際には、国の男女共同参画に関する考え方や施策の動向等を正確かつタイムリーに反映することが必要であり、国立女性教育会館では情報事業により随時収集したデータ等を活用しつつ、調査研究事業により適時適切に学習プログラム等を開発し、研修の企画・運営に活用しているところであり、ルーチン化による開発経費の削減が困難で、事業化になじまない分野である。なお、これらの事業は一体的に実施してこそそれぞれが充実したものとなるため、採算の合わない事業を止めることは他の事業の質の低下を招き、当初の目的の達成に重大な影響を及ぼすことになりかねない。 また、取り扱う内容が男女共同参画にかかる特定の分野の知識・能力の向上等に限定されるものでなく、男女共同参画の意識形成といった意識啓発のレベルから、具体の問題への対応まで、広範かつ様々な政策課題、ニーズに対応する必要があり、こうした研修や調査研究等に柔軟に対応できる女性教育・男女共同参画に関する専門家が、常時、専門的に研修企画や調査研究等に携わることが求められるため、人件費や資料・情報の収集・維持にかかる経費が恒常的に必要であり、事業化になじまない分野である。 さらに、開発途上国の女性教育関係者への研修や海外の女性教育関連機関等との連携などは我が国の国際貢献の一環として重要な事業であるが、国を代表するナショナルセンターとしての対応はもちろん、きめ細やかな対応等も求められ、外国機関と協力協定を締結しうる国の代表としての資格の面、経費面などから民間での実施は困難である。 また、地方の女性関連施設、女性団体等とのネットワークは長年にわたって国立女性教育会館が築き上げてきたもので、これにより即時かつ効率的に情報を収集できるなど、さまざまな有形無形の効果があるが、民間ではこうしたネットワークを構築しているところはなく、同様の機能は期待できない。

(3) 官民競争入札等 の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験 等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	否
		可	入札種別（官民競争 / 民間競争）
			入札実施予定時期
			事業開始予定時期
			契約期間
		否	導入しない理由

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要な政策課題であり、その実現に向けた女性関連施設の管理職や女性団体のリーダーへの研修や調査研究等は、国が地方等に対し責任を持って行うべきものである。

具体的には、事業を実施する際には、国の男女共同参画に関する考え方や施策の動向等を正確かつタイムリーに反映することが必要であり、状況によっては、その時々状況を踏まえた高度な判断が必要とされる場合があるが、官民競争入札によることとした場合、あらかじめ仕様書にそうした個々具体の対応について書き込むことは困難である。

また、開発途上国の女性教育関係者への研修等も我が国の国際貢献の一環として重要な事業であるが、参加国からは政府関係機関である信頼感からトップリーダーが派遣されており、民間の請け負いにはなじまない業務である。なお、国立女性教育会館はすでに海外の男女共同参画・女性教育関連機関と協定を締結しはじめており、競争入札により我が国の実施体制が変わりうるとした場合、協定関係の見直しの事態も予想され、国際的な信頼関係を損なうことにもなりかねない。

さらに、国立女性教育会館の行っている研修や調査研究等の事務・事業は相互に関連性を持っており、一体的に実施してこそ当初の効果が発揮されるが、民間でこうした機能をすべて併せ持つところはない。また、地方の女性関連施設、女性団体等とのネットワークは長年にわたって国立女性教育会館が築き上げてきたもので、これにより即時的かつ効率的に情報を収集できるなど、さまざまな有形無形の効果があるが、民間ではこうしたネットワークを構築しているところはなく、同様の機能は期待できない。

男女共同参画等に関する資料・情報の収集・保管・提供も、女性教育のナショナルセンターとしての大切な基盤整備事業であるが、こうした機能は恒常的に途絶えることなく一定の者により整備等がなされるべきものであり、入札により事業実施者が変わりうるという制度での取り扱いにはなじまない。

なお、利用受付業務、施設管理業務、案内業務など、施設の管理・運営に関して外部委託できる業務については積極的に民間委託をしている。

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		女性教育関係事業
	移管	移管の可否	否
		可	
		移管先	-
		内容	-
		理由	-
		否	研修等国立女性教育会館の行っている事業形態の一部を実施している法人はあるものの、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成の促進を目的とした法人は他になく、扱う内容や対象が全く異なり、移管できない。仮に移管しても専門性が異なるため効率化は期待できず、移管に伴う人件費削減等の効果は期待できない。 また、基礎的な情報データ等を随時収集し、これを活用して時宜にあった専門的な調査研究による学習プログラム等の開発を行い、その成果であるプログラム等を実際の研修や交流といった事業に応用していくという一連の方法により、国立女性教育会館の提供する研修等は高い質を維持している。国立女性教育会館は、専門的なスタッフと充実した資料等を生かし、調査研究や情報事業の成果を研修等に活用していることから、一部の事業のみ切り離して他法人に移管して実施することは非効率的となり、適切ではない。
	一体的実施	一体的実施の可否	否
		可	
		一体的に実施する法人等	-
		内容	-
		理由	-
		否	研修等国立女性教育会館の行っている事業形態の一部を実施している法人はあるものの、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成の促進を目的とした法人は他になく、扱う内容や対象が全く異なり、一体的に実施はできない。仮に一体的に実施を行おうとしても専門性が異なるため効率化は期待できず、一体的実施に伴う人件費削減等の効果は期待できない。 また、基礎的な情報データ等を随時収集し、これを活用して時宜にあった専門的な調査研究による学習プログラム等の開発を行い、その成果であるプログラム等を実際の研修や交流といった事業に応用していくという一連の方法により、国立女性教育会館の提供する研修等は高い質を維持している。国立女性教育会館は、専門的なスタッフと充実した資料等を生かし、調査研究や情報事業の成果を研修等に活用していることから、一部の事業のみ切り離して他法人と一体的に実施することは非効率的となり、適切ではない。

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	平成18年4月に非公務員化
	理由	-
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	・法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な組織体制を整備する予定である。 ・人件費について、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度と比して5年間で5%以上削減、一般管理費については、中期目標期間中(5年間)に、平成17年度と比して5年間で15%以上削減する。
	理由	会館の人的・知的資源を横断的に活用するため 人件費削減に伴う業務の質、サービスの低下を防ぐとともに、事業の企画・実施及び管理業務の一体化を図るため

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		役員の報酬等及び職員の給与の水準については、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について(ガイドライン)」に基づき、毎年ホームページ上で公表している。
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)		平成19年度の状況 全体{行政職(一):89.2、研究職:70.8}、 在職地域{行政職(一):95.8、研究職:90.3}、 学歴構成{行政職(一):87.1、研究職:70.4}、 在職地域・学歴構成{行政職(一):96.0、研究職:82.5}
	人件費総額の削減状況		「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費の総額については、平成17年度の合計額が209,334千円、平成18年度が204,479千円であり、平成18年度においては2.3%の削減を行ったところである。
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費:平成17年度比3%減,業務経費:平成17年度比1%減
		効率化目標の設定の内容・設定時期	内容:中期目標期間(5年間)で平成17年度と比して、一般管理費15%以上、業務経費5%以上の削減を図る。 設定時期:平成18年4月1日
	民間委託による経費節減の取組内容		利用受付業務、施設管理業務、案内業務など、外部委託できる業務については積極的に民間委託をしている。
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		各事業実施に係る連絡・意見交換等におけるメーリングリストの活用、ホームページを活用した利用申込みや研修申込みの実施、文献複写Web申し込みシステムの運用によるペーパーレス化、利用者対応の効率化を図っている。
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		独立行政法人国立女性教育会館会計規程、同契約事務取扱要領、同契約事務取扱要領の特例を定める要領、財務諸表、寄付金受入事務取扱規程、少額随契限度額を超える随意契約の相手方等の一覧、環境物品等の調達の推進を図るための方針、入札公告をWebで公開している。
	見直しの方向		入札広告の公表より前に、調達の予定が見込まれる案件については、四半期を目途に事前に公表する。
	関連法人	名称	該当なし
		契約額	
		うち随意契約額(%)	
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙2参照
		契約額	
		うち随意契約額(%)	
		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載		
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載		

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	中期目標においては、具体的かつ定量的な指標を設定し、一般管理費については、中期目標期間中に、平成17年度と比して15%以上、業務経費については17年度と比して5%以上の削減を図ることとしている。
	今後の取組方針	中期目標に定められた定量的な指標を達成するため、普段から事務・事業の効率化や見直しに励むとともに、各事業年度計画に具体的な数値目標を盛り込み、事業年度の業績評価の評定において、定量的な指標を基に評定する。
(2) 国民による 意見の活用	現状	事業に対する評価(例えば研修の参加者、参加者の所属する機関からのアンケート調査及び利用団体に対するアンケートによる評価)を踏まえ、絶えず改善を図っている。
	今後の取組方針	上記のように、利用者からの意見を積極的に聴取しており、また可能なかぎり運営に関する情報は公開している。外部の学識経験者から成る運営委員会で女性団体の代表や企業関係者(経団連傘下)からも意見を聞いているところであるが、今後とも様々な方々の意見を積極的に聴取するよう心がけていく。
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	監査役員を2名(公認会計士及び学識経験者)を置き、監査監査規程及び基準に基づき四半期ごとに監査を実施。さらに任意で監査法人へも指導を依頼。職員による内部監査も毎年実施。 また、職員への研修も積極的に実施するとともに、外部の研修機会をとらえて関係職員を参加させ、意識改革、能力の向上に努めている。なお、会館登録ボランティアに対しても研修を実施し、国民へのサービス向上を図っている。
	今後の取組方針	事業活動に関わる法令や規範についての研修等を通じ、法令遵守意識等についての職員の意識、能力の向上に努める。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	各事業ごとに収支管理を行い、定期的に執行状況を確認し、効率化等により削減できた部分については、計画的に事業内容の拡充、施設の整備、広報活動、利用者サービスの充実化等に当てている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	各事業経費は旅費、謝金、通信運搬費、業務委託費、印刷製本費、備品消耗品費、図書費、会議費等の項目に分けて管理し、それぞれに効率化等を検討している。
	今後の取組方針	事業別収支データ、費用項目別収支データを参考にしながら、入札・一括購入等を有効に利用した経費の削減、自己収入の増加に努めるとともに、施設・備品の管理についての計画を提示し、計画的なマネージメントを行うことができるようにする。
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)	
	財源	
	共同研究資金	件数 0件
	利用料	
	寄付金	件数 2件
	知的財産権	件数 0件 種類
	その他	文献複写料、受取利息、雑益
	計	
	見直し案	施設の利用拡大に努め施設使用料収入の増加を図る。新たな事業の立ち上げ等を機会に積極的に寄付金を募集する。
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	平成18年4月1日付けで施行された「情報公開法施行令等の一部を改正する政令」に準じ、一部、手数料の額の引き下げを行った。
	今後改善を予定している点	今後も積極的に情報公開に取り組む。
その他		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	文部科学省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
国立女性教育会館	特定事業執行型	女性教育関係事業	平成16年度	男女共同参画社会形成に必要な研修に重点化し、地方・民間等が実施しているものは廃止	政策評価・独立行政法人評価委員会		次に掲げる研修に重点化し、地方や民間に定着したものは廃止した。 1.基幹的な女性教育指導者等(施設等の管理職や女性団体のリーダー等)の資質・能力の向上を図る研修 2.男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に関する研修 3.アジア太平洋地域・開発途上国との国際協力・連携に資する研修
				利用者ニーズに応じたプログラムづくりの支援等により、全国的な利用を促進	政策評価・独立行政法人評価委員会		1.利用団体の求めに応じ、男女共同参画・女性教育・家庭教育の喫緊の課題等に関する講義等を実施。(平成17年度:158団体→平成18年度:252団体) 2.利用者ニーズに応じ、女性のキャリア形成支援、女性の生き方等男女共同参画等に関する幅広い理解促進と利用拡大のためのプログラム(NWECプログラム)を実施し、関東地方以外にも利用者を広げた。
				非公務員化	政策評価・独立行政法人評価委員会		「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律」施行に伴い、所要の措置を行った。
				施設設備の維持・管理等の民間委託を拡大	政策評価・独立行政法人評価委員会		1.施設使用料の収納業務委託の完全実施(平成17年度～) 2.電算機システムの保守業務委託の完全実施(平成17年度～)

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

注2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

2. 運営の徹底した効率化

(別紙2)

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開
関連法人以外の契約締結先

名称	契約額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者
NEC(株)関東甲信越支社	8,589,000	0%	なし
NECリース(株)	40,194,000	100%	なし
NTTコミュニケーションズ(株)	3,726,975	100%	なし
P&I(株)	4,410,000	100%	なし
(株)朝陽会	1,085,994	100%	なし
石井印刷(株)	1,984,500	100%	なし
荏原冷熱システム(株)	1,890,000	100%	なし
(合資会社)風夢	4,160,178	58%	なし
河田畳店	1,254,000	100%	なし
関東電気保安協会	1,184,106	100%	なし
紀伊国屋書店	4,605,245	100%	なし
クリタス	1,864,800	100%	なし
ケーアイ	1,396,500	100%	なし
国際交流サービス協会	5,530,301	0%	なし
五幸事務機(株)	9,347,564	100%	なし
埼玉県	36,475,000	100%	なし
埼玉中央農業協同組合	15,321,600	0%	なし
シライシ(株)	3,274,824	100%	なし
新日本監査法人	1,809,960	100%	なし
ソーセツ(株)	6,415,500	100%	なし
損害保険ジャパン	1,016,180	100%	なし
データム	1,890,000	100%	なし
東京電力(株)	30,317,849	100%	なし
東陽工業(株)北関東支店	1,310,400	100%	なし
(有)戸口工業	95,577,814	0%	なし
並木ガラス(株)	1,563,786	100%	なし
日本電気(株)	2,047,500	100%	なし
日本ベッド製造(株)	1,813,875	100%	なし
日立ビルシステム(株)東関東支社	4,914,000	100%	なし
富士ゼロックス(株)	3,591,047	100%	なし
丸善(株)	1,713,183	100%	なし
丸広百貨店	1,848,000	100%	なし
ヤマト運輸(株)	3,511,380	100%	なし
横浜中央郵便局長	3,200,407	100%	なし
(有)良元機器	3,386,040	100%	なし
嵐山町長	7,501,032	100%	なし

18年度における国の基準以上の契約について記載している。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	国立女性教育会館		府省名	文部科学省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	女性教育関係事業				
資産との関連を有する事務・事業の内容	我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国の施策の一端を担い、男女共同参画及び女性教育の推進に携わる地方公共団体等の基幹的指導者に研修を行うとともに、先駆的・専門的に男女共同参画等の振興に関する調査研究を行い、その成果を研修等に反映する。また、地域レベルでは取り組むことが困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集、提供を行う。さらに、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習成果の発表や情報交換などを行う交流機会を提供する。				
国からの財政支出額	809,248	支出予算額	902,407		
対19年度当初予算増減額	31,664	対19年度当初予算増減額	28,081		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産については、別紙3にのみ記入。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

保有する土地は全て道路である。

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 国立女性教育会館			府省名	文部科学省
No.		施設名		用途	
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 該当なし					
○ 売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・全国から集まった女性関連施設の管理職や女性団体のリーダー等が、数日間にわたり、同じ場所で宿泊滞在し、交流を深めながら研修を行うことは、研修参加者が地域で引き続き男女共同参画を推進していく上で不可欠な人的ネットワークの形成にきわめて有効であり、また、日常の業務に忙殺されている研修参加者にとって、一定期間職場等を離れて宿泊しながら研修に集中することは効果的な学習を促す上で有効である。 このような宿泊研修を研修と宿泊が一体となっている施設で実施する場合、研修終了後夜間などにおいても有効に時間を活用し、参加者同士の議論を深めることが可能であり、加えて、会館は女性教育情報センターを併設していることから、研修終了後夜間などでも教育情報センターを活用し、研修内容を一層深めることが可能となっている。このように、会館が研修施設に加え、宿泊施設と情報センターを一体的に保有しているため、民間のホテル等では実現困難な学習機会を提供し、有意義な研修を実施することができる。 ・国際研修では途上国の研修生が長期間滞在するが、民間のホテル等ではなく会館の宿泊施設に滞在することで、研修の専門家である会館職員が研修生の相談に応じるなどきめ細やかな対応を行うことができる。また、会館に長期滞在することで、会館の国際交流ボランティアの協力を得て、地域との交流機会を継続的に持つこともでき、日本文化についての理解を深めることも可能となり、国際研修を通じた国際貢献をより効果的に行うことができる。 ・もし仮に、宿泊施設を民営化した場合には、民間の経営者に受入の判断が移り、一般の利用者との競合が生じ、会館が主催する研修事業や交流事業の参加者の宿泊施設が確保されない等の問題が発生することが予想される。 ・また会館の近隣には安価で宿泊可能な施設はなく、もし会館の宿泊施設が失われれば宿泊滞在に係る経済的費用が増大し、研修を希望する者が費用面から参加を見あわせることも予想され、男女共同参画の推進が阻害される。 以上のような理由から会館が自らを保有することは必要不可欠である。 ・なお、敷地面積138,556㎡の大部分が埼玉県より借り上げている土地であり、本会館の保有する土地は敷地間をつなぐ道路のみである。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 国立女性教育会館		府省名	文部科学省	
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)					
	A	合 計	:	266 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	B	現金及び預金	:	253 百万円	
	C	有価証券	:	百万円	
	D	受取手形	:	百万円	内 貸付金 : 百万円
	E	売掛金	:	13 百万円	内 割賦債権 : 百万円
	F	投資有価証券	:	百万円	
	G	関係会社	:	百万円	… 関係会社株式
	H	関係会社	:	百万円	… その他の関係会社有価証券
	I	長期貸付金	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金
	J	長期貸付金	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの
	K	長期貸付金	:	百万円	… 関係法人に対するもの
	L	破綻債権等	:	百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	M	積立金	:	百万円	
	N	出資金	:	百万円	

A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。

A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1 / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)

金 融 資 産 の 処 分 に 係 わ る 具 体 的 措 置 (そ の)

法人名	独) 国立女性教育会館	府省名	文部科学省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 売掛金を生じる理由は、本会館の施設使用料は使用日当日に現金で納めるか、後日(20日以内)振り込むかのいずれかの方法で収納することになっており、3月後半に発生した施設使用料債権は一部は4月に入ってから振り込まれるため、売掛金が生じるが4月中には解消される。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 該当なし			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 該当なし			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 該当なし			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	国立女性教育会館		府省名	文部科学省	
(試験・教育・研修・指導型)					
事務・事業の名称		女性教育関係事業			
事務・事業の内容		我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国の施策の一端を担い、男女共同参画及び女性教育の推進に携わる地方公共団体等の基幹的指導者に研修を行うとともに、先駆的・専門的に男女共同参画等の振興に関する調査研究を行い、その成果を研修等に反映する。また、地域レベルでは取り組むことが困難な広域的・専門的な国内外の資料・情報の収集、提供を行う。さらに、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習成果の発表や情報交換などを行う交流機会を提供する。			
国からの財政支出額		809,248	支出予算額		902,407
対19年度当初予算増減額		31,664	対19年度当初予算増減額		28,081
官民競争入札等 ()	検討	-			
	理由	男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要な政策課題であり、その実現に向けた女性関連施設の管理職や女性団体のリーダーへの研修や調査研究等は、国が地方等に対し責任を持って行うべきものである。 具体的には、事業を実施する際には、国の男女共同参画に関する考え方や施策の動向等を正確かつタイムリーに反映することが必要であり、状況によっては、その時々状況踏まえた高度な判断が必要とされる場合があるが、官民競争入札によることとした場合、あらかじめ仕様書にそうした個々具体的な対応について書き込むことは困難である。 また、開発途上国の女性教育関係者への研修等も我が国の国際貢献の一環として重要な事業であるが、参加国からは政府関係機関である信頼感からトップリーダーが派遣されており、民間の請け負いにはなじまない業務である。なお、国立女性教育会館はすでに海外の男女共同参画・女性教育関連機関と協定を締結しはじめており、競争入札により我が国の実施体制が変わりうるとした場合、協定関係の見直しの事態も予想され、国際的な信頼関係を損なうことにもなりかねない。 さらに、国立女性教育会館の行っている研修や調査研究等の事務・事業は相互に関連性を持っており、一体的に実施してこそ当初の効果が発揮されるが、民間でこうした機能をすべて併せ持つところはない。また、地方の女性関連施設、女性団体等とのネットワークは長年にわたって国立女性教育会館が築き上げてきたもので、これにより即時的かつ効率的に情報を収集できるなど、さまざまな有形無形の効果があるが、民間ではこうしたネットワークを構築しているところはなく、同様の機能は期待できない。 男女共同参画等に関する資料・情報の収集・保管・提供も、女性教育のナショナルセンターとしての大切な基盤整備事業であるが、こうした機能は恒常的に途絶えることなく一定の者により整備等がなされるべきものであり、入札により事業実施者が変わってしまうという制度での取り扱いにはなじまない。 なお、利用受付業務、施設管理業務、案内業務など、施設の管理・運営に関して外部委託できる業務については積極的に民間委託をしている。			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	○受益者特定及び対価の収受の可否について 国立女性教育会館は基幹的な女性教育指導者の研修や調査研究、資料等の収集・提供やデータベースの構築等を行っており、研修参加者は国の施策の地方への伝達・普及の役割を担って参加している者であって、自らの利益のために参加している訳ではなく、研修の成果は地域等に還元されていくものである。このため、受益者を特定することが出来ない。 ただし、研修参加にあたって、交通費や宿泊費等は参加者の負担となっている。なお、自主的な学習・研修を目的とする利用者に対しては、専門的指導助言や学習機会の提供を行うが、その参加者を受益者として特定できるため、施設利用にかかる経費は徴収している。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	算定方法については別紙参考 93,159千円			
	運営コスト (内訳、総計)	902,407千円			
	受益者負担金・運営コスト	809,248千円			
	見直し案	引き続き利用者の確保に努め、自己収入の増加を図る。			
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	否			
	内容	-			
	理由	研修等国立女性教育会館の行っている事業形態の一部を実施している法人はあるものの、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成の促進を目的とした法人は他になく、扱う内容や対象が全く異なり、一体的に実施はできない。仮に一体的に実施を行おうとしても専門性が異なるため効率化は期待できず、一体的実施に伴う人件費削減等の効果は期待できない。 また、基礎的な情報データ等を随時収集し、これを活用して時宜にあった専門的な調査研究による学習プログラム等の開発を行い、その成果であるプログラム等を実際の研修や交流といった事業に応用していくという一連の方法により、国立女性教育会館の提供する研修等は高い質を維持している。 国立女性教育会館は、専門的なスタッフと充実した資料等を生かし、調査研究や情報事業の成果を研修等に活用していることから、一部の事業のみ切り離して他法人に一体的に実施することは非効率となり、適切ではない。			

法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	-
	内容	-
	理由	-
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	-
	理由	女性教育の振興や男女共同参画社会の形成の促進を目的とした法人は他に無く、扱う内容や対象が全く異なる。仮に一体的に実施を行おうとしても専門性が異なるため効率化は期待できず、一体的実施に伴う人件費削減等の効果は期待できない。

受益者の特定できる運営コストのみを切り出して計算することは出来ないため、便宜的に法人全体の支出予算額を運営コストとして計上している。

平成18年10月1日

各種料金に関する説明資料

1 施設使用料

(1) 宿泊施設

会館全体の維持管理費から算出した宿泊施設における宿泊者一人あたりに要する経費を基に、部屋面積や目的等を勘案し、料金を算定した。

(2) 研修施設

国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準（昭和33年1月7日付蔵管第1号通知）による積算方法に準拠し算出した額に、受入事業に係る人件費や目的を勘案し、料金を算定した。

2 文献複写料金

国立大学等図書館の文献複写について（平成11年3月31日付文学情第239号通知）による文献複写料金に準拠して算定した。

3 法人文書の開示請求手数料及び開示実施手数料

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条の規定を参酌して算定した。